



クーリング・オフ期間外の合意解約の目安参考表

【クーリング・オフ期間外の解約に対する損料基準】

- 【注意事項】 あくまでも下記・損料基準は、業界団体（健取団の会員）としての目安であり、契約者の理解を得ることが大前提にて、双方合意の上で決められるものである。但し、誤認行為又は、違法行為等があった契約に関しては、下記損料基準は該当せず、無条件解約を行うこと。

記

期 間	1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	6ヶ月超
未開封損料基準（消費物）	0%	20%以内	30%以内	50%以内	100%
未使用損料基準（商品等）	0%	30%以内	50%以内	70%以内	100%
使用損料基準（商品等）	30%以内	50%以内	70%以内	90%以内	100%

- 未開封損料基準（消耗品）とは、健康食品、化粧品などの日用の消費物（消耗品）である。
- 期間とは、法定書面による売買契約日（書面受領）が起算日である。
- 上記の損料基準は、商品（役務）の販売価格（税込価格）より算出すること。
- 上記損料は、一つの目安で絶対的なものではないため、健取団の会員は出来るだけ譲歩し、未開封の健康食品等に関しては、健取団会員は上記損料基準未滿の出来るだけ消費者の負担が軽減出来るように損料を請求すること。但し、賞味期限を考慮した上での合意解約である。
- クーリング・オフ期間外の解約で、解約手続きの遅れた原因が妥当な場合は、無条件解約を含めた前向きな対応が必要である。
但し、遅れた原因の理由としては、急病（病気）、事故等による妥当なものと考え、公的機関（医師の診断書、公的証明書等）の証明書を必要とする。
- 80才以上の新規契約者については契約を禁止するが、家族等の同意書を頂き契約に至った場合は、この限りではない。
但し、顧客が80才未滿から80才以上を迎えた場合は、特例として契約を可能とする。
- 環境関連の役務契約（住宅リフォーム又は、住宅関連などの工事等）は適用除外とする。